

## 皇學館大学における研究の不正防止に関する基本方針

平成 29 年 3 月 8 日

学校法人皇學館は、平成 19 年 2 月 15 日付け文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 2 月 18 日改正）、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）に基づき、研究費の不正使用防止及び研究活動の不正行為の防止に向けた体制等を整備しました。

本学では最高管理責任者（学長）のリーダーシップの下、職員は法令及び本学の規則を遵守し、研究・教育を通して、社会全体に貢献できるよう努めます。

### 1. 法令等の遵守

本学職員は、学術研究が適正かつ効果的に進められるよう関係法令及び規程等のルールを遵守します。

### 2. 責任体系

公正な研究活動の推進及び競争的資金等の適正な運営・管理を推進するため、責任体系を明確にして学内外に公表し、不正防止に努めます。

- ・最高管理責任者・・・本学における公正な研究活動の推進、コンプライアンス教育・研究倫理教育の実施及び競争的資金の適切な運営・管理について最終的な責任を負う者として学長をもって充てます。最高管理責任者は不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、本学における競争的資金の運営・管理状況を監督し、不正防止計画の進捗管理に問題がある場合は、統括管理責任者へ改善を指示します。

また、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者が責任を持って、公正な研究活動の推進、コンプライアンス教育・研究倫理教育の実施や競争的資金の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮します。

- ・統括管理責任者・・・最高管理責任者を補佐し、公正な研究活動の推進、コンプライアンス教育・研究倫理教育の実施及び競争的資金等の運営・管理などについて本学を統括する実質的な責任と権限を負う者とし、事務局長をもって充てます。

- ・コンプライアンス推進責任者・・・統括管理責任者の指示の下、各部局におけるコンプライアンス教育の実施、研究費執行・管理等の管理監督を行う者とし、各学部長、各研究科長、附属図書館長、教育開発センター長、研究開発推進センター長及び事務局財務部長をもって充てます。

また、外部研究資金の管理・執行等についてモニタリングを実施し、状況に応じて改善を指示します。

- ・コンプライアンス推進副責任者・・・各学科においてコンプライアンス推進責任者の指示のもと、実効的な管理監督ができる者とし、各学科主任をもって充てます。大学院については、コンプライアンス推進責任者が兼ねることとします。

- ・研究倫理教育責任者・・・研究倫理教育に責任を持つものとし、任務についてはコンプライアンス推進責任者が兼ねることとします。

### 3. 適切なルール等の整備・公表

本学での研究活動は年々分野が広がり、研究費においても公的研究費をはじめ各財団等の外部研究費や受託研究など取り扱う種類が増えています。種類によってルールは異なりますが、遵守しなければならない基本的な事項は変わりません。

どのような場合においても「不正」はしない・させないことを明確にすると共に、本学におけるルールを、学内外に公表することとします。

### 4. 不正防止計画の策定・実施

不正発生要因を抽出し計画的に対策を実施します。

不正防止計画について、最高管理責任者が基本方針を策定し、不正防止計画の進捗管理を行います。統括管理責任者は、基本方針に基づいた不正防止計画を策定し実施します。

なお、コンプライアンス教育及び研究倫理教育の実施については、「皇學館大学における公的研究費の使用に係るコンプライアンス教育・研究倫理教育の実施計画について」に基づき、定期的に行います。

### 5. モニタリング、検収、監査

監査室は、研究開発推進センター及び財務部会計担当と連携し、モニタリング、検収、監査を行います。

### 6. 不正が発生した場合の措置について

研究費の不正使用に関しては、「皇學館大学における外部研究資金の不正使用防止等に関する規程」を適用します。また、研究活動の不正行為に関しては、「皇學館大学での研究活動における不正行為防止等に関する規程」を適用します。

### 7. 不正に係る職員の懲戒及び不正に関与した業者への処分

研究費の不正に関わった職員は、本学の規程に基づき厳正に処分します。

研究費の不正に関与した業者は、取引停止等の処分を行うこととします。

### 8. 通報窓口

本学における研究不正に関する学内外からの通報を受け付けるため、通報窓口を監査室に設置します。通報窓口は公益通報窓口とします。

以上